R4.4.27

資料12

**実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項**

保健体育課

本留意事項の内容を参考に可能な限り感染症対策を行ってください。

**≪指導に際して≫**

○　各学校においては、感染症対策の徹底が必要であるため、本留意事項の内容を学校内で共有するとともに、児童生徒等や保護者の理解を図ったうえで授業を行うこと。

　　○　児童生徒等に対して、授業中や運動中であっても体調に不調を感じた場合は無理をせず直ぐに活動をやめさ

　　せるとともに、担当教員や周囲の人に伝えるよう指導しておくこと。

○　臨時休業の影響（運動不足、不規則な生活など）や暑さに不慣れなことなどを考慮し、気温の高くない時期であっても熱中症には十分注意すること。なお、活動の際にはＷＢＧＴ計を活用するなど「熱中症予防のための運動指針」に則り適切に対応すること。

**≪授業環境、用具について≫**

○　体育館・柔道場等の活動場所は、たとえ、広く天井の高い場所でも密閉空間とならないように、２方向以上の

窓等を同時に開けるなど、換気を励行すること。

○　器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。また、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導すること。

**≪更衣場所について≫**

○　児童生徒等が密集することのないよう、更衣場所を複数準備する、時間をずらす、時間を区切るなどして、十分な距離を保てるスペースを確保すること。

○　児童生徒等に対して、不必要な会話や発声をせず短時間で更衣するよう指導するとともに、更衣場所の使用前後に各５分程度の換気を行うこと。また、１つの更衣場所を複数の講座で使用する場合、講座が入れ替わる毎に換気を行うこと（通気の悪い施設では、扇風機等を利用し、空気の入れ替えを促すこと）。この場合、防犯上の観点から更衣場所を施錠する時は、窓を開けて換気を行う必要はないが、換気扇が設置されている場合には常時使用すること。

○　児童生徒等に対し更衣場所利用の前後に手洗いをするよう指導すること。併せて、ドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒等が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

**≪実技を伴う授業での配慮≫**

　　　○　児童生徒等のマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、以下の事項を十分に踏まえた対策を講じること。

　　　　・授業のためにマスクを外している間、児童生徒等間の距離を２ｍ以上確保するとともに、ランニングなどを縦列で行う場合は前走者の呼気をあびることが考えられるので、更に長い距離を確保すること。また、児童生徒等が教え合う場面では、児童生徒等に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、マスクの適切な取扱い方法や体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。

・軽度な運動を行う場合や児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはＮ９５マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒等の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、活動を中止し必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を２ｍ以上確保して休憩するよう指導すること。

　　　　・熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避け、換気や消毒など感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。

・毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒等の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒等の体育の授業への参加は見合わせること。また、授業を見学する児童生徒等については、マスクを着用させるとともに、児童生徒等間の距離を１～２ｍ以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、見学する児童生徒等が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を２ｍ以上確保するよう指導すること。

・教員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。ただし、呼吸が苦しいなどの自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒等への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒等との距離を２ｍ以上を確保すること。（聴覚に障がいがある児童生徒等へは、個々に応じた対応を行うこと）

　　　　・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等がある児童生徒等の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を丁寧に確認した上で個別に対応すること。

**≪水泳の授業について≫**

○　児童生徒等の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討すること。

実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」も参考にすること。

（<https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm>）

○　学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒等が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

　　屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。また、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本留意事項に基づく適切な管理を徹底すること。

○　毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒等の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒等の水泳授業への参加は見合わせること。

　　授業を見学する児童生徒等については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒等との距離を２ｍ以上確保したりするよう指導すること。

○　授業中、児童生徒等に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒等が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒等の間隔は２ｍ以上を保つことができるようにすること。

○　授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒等が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒等によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒等が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。

○　更衣室については、児童生徒等の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒等に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒等が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

○　水泳の授業で児童生徒等が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

○　水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒等や保護者の理解を図ること。

　　　○　幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記の内容を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が上記の内容に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。